

【記載事項】

「1-1 過去3年以内の手続の確認」(1頁目)から「7 その他の財産」及び「住居表示に関する説明書」(5頁目)まであります。文中の指示に従って、必要なものを記入・提出してください。
 ※不明な点は、別途、説明書面や裏付資料の提出(補正など)を求めることがあります。

【記載上の注意事項】

- 1 該当する欄の□にレ点を付け、必要な事項を記入してください。
- 2 欄が足りないときは、適宜の用紙(A4版)を追加してください(その場合には、該当する欄に「別紙のとおり」と記載してください)。

作成日(提出日ではない。), 申立人(代理人)名及び押印、債務者の法人名を記載してください。

釧路地方裁判所民事部 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申立人(□代理人) 〇〇株式会社 代表者代表取締役 〇〇〇〇 印

債務者(法人) 〇〇株式会社 の財産を調査した結果(調査方法を含む)は、次のとおりです。

したがって、私の知っている債務者の財産に対して強制執行を実施しても、請求債権の完全な弁済を得られません。

1-1 過去3年以内の手続の確認

過去3年以内に財産開示又は情報取得が実施されましたか。該当するものを選択し(□にレ点)を記入してください。

- はい →1-2へ
- いいえ →2ページ以下に進みすべて記入してください。

財産開示期日が実施されているか知らない場合は「いいえ」に☑してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
1-2 過去3年以内の財産開示または情報取得の結果 次のア、イ、ウ、エのうちから該当するものを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。		【過去の手続関係】
ア <input checked="" type="checkbox"/> 財産開示手続が行われたが、債務者が期日に出頭せず、財産が判明しなかった。 ※疎明資料として A を提出する。 →1-3へ [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	A(B1+B2も可)	A 財産開示期日が実施されたことの証明書 B1 財産開示期日調書(写し)
イ <input type="checkbox"/> 財産開示手続が行われ、債務者が期日に出頭したが、十分な財産は判明しなかった。 ※疎明資料として _____ を提出する。 →1-3へ [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	B1	B2 財産開示手続実施決定(写し) B3 情報提供命令(写し)
ウ <input type="checkbox"/> 情報取得手続が行われ、その中で、2ページ以下を記入した財産調査結果報告書を提出した。 ※疎明資料として _____ を提出する。 →1-3へ [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	B3+B4+B5	B4 全ての情報提供書(写し) B5 情報取得手続時に提出した財産調査結果報告書(写し)
エ <input type="checkbox"/> ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] →2ページ以下に進みすべて記入してください。	B3+B4+B5 ※B5は提出した場合のみ	
1-3 その後の事情 以下に該当する場合は、□にレ点を記入してください。		
<input checked="" type="checkbox"/> 上記財産開示・情報取得後、債務者の本店は移転していません。		
<input checked="" type="checkbox"/> 上記財産開示・情報取得後、債務者の新たな財産は判明していません。		
上記のうちいずれかに該当しないものがある場合 →2ページ以下に進みすべて記入してください。 上記両方に該当した場合 →記入は終了です。 ※ただし、追加資料が必要になる場合があります。		

アに該当する場合で、疎明資料として、疎明資料一覧のうち「A財産開示期日が実施されたことの証明書」を提出する場合には、アに☑し、「※疎明資料としてAを提出する。」と記載してください。

該当する事項に☑してください。

【記載例】

調査しても分からない場合や調査が困難な場合は、アに☑してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
4 債務者の営業上の債権(売掛金・業務報酬債権等) 次のア、イのうちから一つを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。		【営業上の債権関係】 J 債権差押命令正本(写し), 第三債務者からの陳述書(写し) K 債権配当事件の直近の配当表(写し) L 弁護士法照会による取引先等からの回答書(写し) M 債務者の取引先等に関する調査報告書その他の疎明資料
ア ☑ 債務者の営業上の債権(売掛金・業務報酬債権等)については知らない。		
イ □ 私の知っている債務者の営業上の債権(売掛金・業務報酬債権等)は次のとおりである。 ※疎明資料として_____を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] (債権の種類, 額等)	→ J~Mのいずれか	

ウに該当する場合, ウに☑し, 理由を具体的に記載してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
5 債務者の預貯金 次のア、イ、ウのうちから一つを選択し(□にレ点), 必要事項を記入してください。		【預貯金関係】 N 預貯金の債権差押命令正本(写し), 第三債務者からの陳述書(写し) O 債権配当事件の直近の配当表(写し) P 弁護士法照会による金融機関からの回答書(写し) Q 債務者の預貯金に関する調査報告書その他の疎明資料
ア □ 債務者の預貯金は次のとおりである。 [※欄が足りないときは適宜追加してください。] 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) ※疎明資料として_____を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	N~Qのいずれか	
イ □ 次の調査を行ったが, 預貯金がなかった。 ※疎明資料として_____を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] (調査方法記入欄)	N, P, Qのいずれか	
ウ ☑ 次の理由により調査が困難である。 (理由記入欄) 記載例1 債務者とは, 一切連絡が取れない。債務者とは本件売買契約以外に取引がなく, 資産状況を把握していないため, 取引銀行を調べることができない。 記載例2 債務者とは継続的に取引していたが, 当社が納品した商品の代金を債務者が当社の口座に振り込むのみであったので, 債務者の預貯金口座は把握していない。債務者との支払交渉及び和解協議でも, 債務者の預貯金口座は明らかにされなかった。		

